

概要版

ともに考え、ともにつくる道づくり

福島県新道路計画

～基本構想・基本計画編～



平成14年11月

福島県土木部

1

計画策定の趣旨

- ◇ 道路に対する県民のニーズが多様化している状況の中で、より一層の効率的・効果的な道づくりを進めていく必要があります。
- ◇ このため、平成15年度からの本県の道路整備を進めるうえでの方向性を示す「福島県新道路計画」の策定に取り組んでおり、基本構想及び基本計画編を策定しました。

2

計画の特徴

◇道路に対する県民ニーズを反映した計画

この計画は、「道路に関する意識調査」や「CS(道路利用者ニーズ・満足度)調査」から得られた県民の意見、福島県新道路計画懇談会各委員の意見をできるだけ反映し、住民と行政が「ともに考え、ともにつくる道づくり」の視点で策定しています。

◇これからの道路整備にあたっての基本となる8つの考え方を提示し、各施策を展開

これまでの道路整備の考え方等、道路行政についての課題を明らかにし、それらについて反省し、さらに、県民の意見を踏まえて、これからの道路整備にあたっての基本となる8つの考え方を示しています。

◇今後の道路整備を進めるにあたって、常に認識すべき5つの視点を提起

基本方針に基づき各施策を展開する際に、常に認識すべき5つの視点を提起し、新しい道路行政を展開します。

◇わかりやすい指標(アウトカム指標)の導入

道路整備によって「県民に何を供給できるか」といったわかりやすい指標(アウトカム指標)を導入し、県民に対しよりわかりやすい計画としています。

◇基本構想

道路整備にあたっての基本となる8つの考え方を示しており、この考えに基づき、「道づくりの基本方針・基本方針別整備計画」を策定し、各施策の展開を図ります。

◇基本計画

「道づくりの基本方針・基本方針別整備計画」に基づき、積極的に取り組むべき各施策を示しています。また、これら各施策を展開する際に、常に認識すべき5つの視点を提起し、新しい道路行政を展開します。

◇実施計画

高規格幹線道路や国管理道路、県管理道路などの具体的な事業箇所の今後の見通しを示す「道路整備に関するプログラム」を示しています。

3

計画の構成

本県の道路の現状

道路改良率、舗装率が低い

- ◆道路改良率 福島県 53.1(%)全国30位
全国平均 55.9(%)
- ◆舗装率 福島県 63.1(%)全国43位
全国平均 76.4(%)



多くの通行不能、通行規制区間がある

- ◆通行不能区間…………… 25箇所 L= 92.2km
- ◆冬期交通不能区間…………… 57箇所 L= 405.2km
- ◆異常気象時通行規制区間…………… 165箇所 L=1,135.6km



主要4都市(福島市、郡山市、いわき市、会津若松市)の渋滞が激しい

- ◆渋滞損失額
福島県 約2,070億円/年*東北ワースト1
東北6県 約9,261億円/年



道路の未整備により、救急車の速達性・定時性の確保が不十分

- ◆救急車の平均収容時間
福島県 28.9分
全国平均 27.1分



歩道の整備が不十分

- ◆歩道設置率
福島県 40.8(%)東北ワースト1
東北6県 56.0(%)
全国 58.4(%)



落石等に対する対策が必要な箇所が多い

- ◆落石崩落危険箇所数 2484箇所
解消済箇所数 315箇所
解消率 12.7%



道路整備についての現状認識と方向性

1 道路整備についての現状認識

- 高度経済成長期、道路は経済成長を支える最も重要な基盤として集中的に整備が進み、多くの成果をあげてきましたが、非常に早い経済成長に伴う交通需要のニーズに対して、整備の遅れは否めず、県民や道路利用者の満足が十分に得られないまま現在に至っています。
- 道路は、最も根幹的な社会資本で、その役割は非常に重要であるため、これまでの道路が果たしてきた役割、成果を検証し、新たな視点から今後の道路整備の方向性を示す必要があります。

2 道路整備についての課題と方向性

(1) 道路整備についての課題

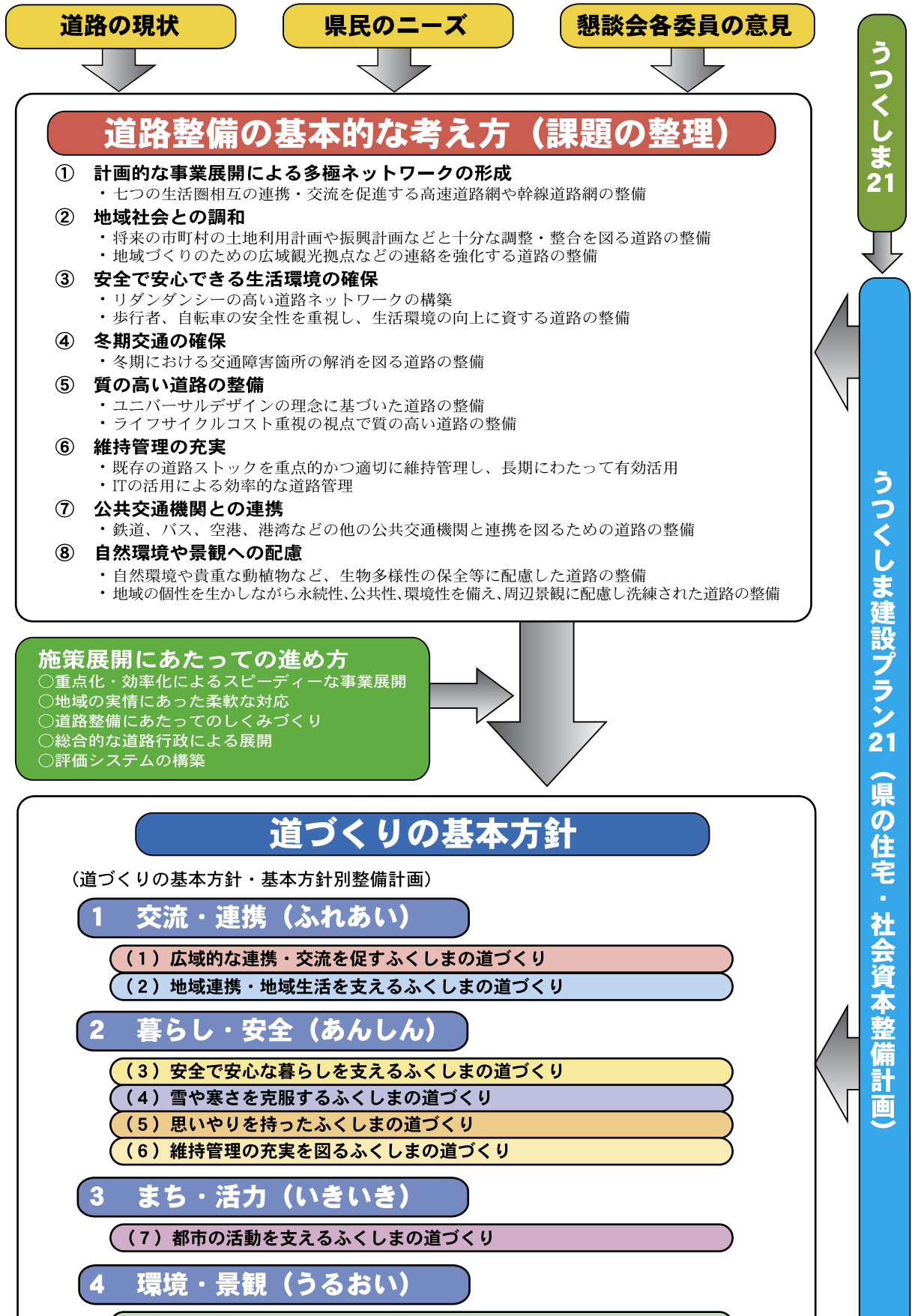
- 今後は、交通量が少ない区間など必ずしも2車線を必要としない整備の手法も考えられることから、地域住民のニーズに応じて、例えば待避所の設置で補うなど地域特性や交通特性など地域の実情に見合った道路の整備を行う必要があります。
- 時代時代の要請により道路の整備が図られてきたことから、路肩が狭く急カーブ区間があるなど特に大型車の通行に支障を来している状況となっているため、各地域や各路線ごとの整備方針に即して、定時性や安全性等のある道路環境を整える必要があります。
- 道路の整備目的が異なる農・林道や臨港道路など、既存道路の有効活用を図ってきたとは言い難い状況であり、また、歩行者や自転車よりも、増加する自動車交通への対応が最優先課題であったために、交通弱者に対し必ずしも良好な環境を提供してきたとは言い難い状況です。

(2) 道路整備の方向性

- 道路に対する県民のニーズが多様化している状況の中で、それらのニーズにきめ細かく対応した道づくりを展開するため、本県の特色ある七つの生活圏相互の連携・交流を促進する縦横3本からなる6本の地域軸による多極ネットワークの形成や、県民がほんとうの豊かさを実感できる安全で安心な地域生活を支える道づくりを、住

道づくりの基本方針

本県の道路の現状、県民の意見、懇談会各委員の意見を踏まえて、これからの道路整備にあたっての基本となる8つの考え方（課題の整理）を示し、これらの考え方により、本県のこれからの道づくりを進めるにあたっての4つの基本方針と8つの基本方針別整備計画を定めました。



「ともに考え、ともにつくる道づくり」を達成するために、4つの基本方針と8つの基本方針別整備計画のもとに各種施策を展開します。

1 交流・連携（ふれあい）

(1) 広域的な連携・交流を促すふくしまの道づくり

- ①高規格幹線道路、地域高規格道路の整備
- ②七つの生活圏や隣接各県を連携する一般国道、主要地方道等幹線道路網の整備
- ③高速交通体系とのアクセス道路の整備
- ④物流拠点・重要港湾などをネットワークする道路の整備（耐荷力が不足する橋梁の補強対策など）



(2) 地域連携・地域生活を支えるふくしまの道づくり

- ①地域連携を支援する一般国道、主要地方道等幹線道路網の整備
- ②自動車交通不能区間の解消
- ③地域生活を支える幹線道路網、地域道路網の整備
- ④地域プロジェクトを支援する道路の整備
- ⑤地域振興を図るための「道の駅」の整備
- ⑥地域特性や交通特性などの地域の実情に見合った道路の整備



2 暮らし・安全（あんしん）

(3) 安全で安心な暮らしを支えるふくしまの道づくり

- ①緊急輸送道路ネットワークの整備（橋梁の耐震補強対策など）
- ②バイパス整備、防災施設等整備による異常気象時通行規制区間の解消
- ③落石防護施設等の整備による危険箇所の解消
- ④交差点改良等による交通事故多発地点の改善
- ⑤緊急性の高い通学路を中心とした歩道・自転車道の整備
- ⑥歩行者の安全対策を総合的・面的に実施する「あんしん歩行エリア」の推進
- ⑦民生の安定確保を図るための緊急避難路・輸送路の整備



(4) 雪や寒さを克服するふくしまの道づくり

- ①道路改良等による冬期交通不能区間の解消
- ②路面凍結防止対策の実施
- ③スノーシェルター・スノーシェッド等の整備による地吹雪・雪崩対策の推進
- ④除雪体制の強化
- ⑤流雪溝、消融雪施設等の整備
- ⑥冬期バリアフリー対策の推進



(5) 思いやりを持ったふくしまの道づくり

- ①市街地における幅の広い歩道の整備
- ②段差の改善等のバリアフリー化
- ③透水性舗装、視覚障害者誘導用ブロックの整備
- ④移動経路に配慮した歩道の整備（歩道のネットワーク化）



(6) 維持管理の充実を図るふくしまの道づくり

- ①道路パトロール等日常管理の充実
- ②橋梁・トンネル・舗装等の計画的な維持補修の実施
- ③道路管理の高度化（CCTV、光ファイバーの活用）
- ④地域ITSの推進
- ⑤アドプトシステムの導入、ボランティア団体との連携
- ⑥道路附属施設への新エネルギーの導入



3 まち・活力（いきいき）

(7) 都市の活動を支えるふくしまの道づくり

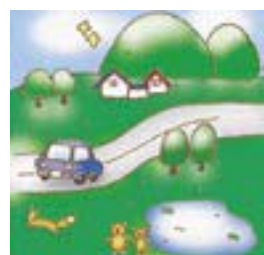
- ①環状道路、放射道路の整備
- ②中心市街地活性化を支援する都市計画道路の整備
- ③渋滞の解消・緩和を図るバイパス等の整備、
交差点の立体化及び改良
- ④渋滞対策プログラムの推進
- ⑤交通需要マネジメント（TDM）の推進
- ⑥駅前広場などの整備による交通結節点の改善
- ⑦市街地再開発・区画整理等の面的整備



4 環境・景観（うるおい）

(8) 自然環境や景観と調和したふくしまの道づくり

- ①自然環境と調和した道路の整備
- ②自然景観や沿道環境、建築物と一体となった道路景観づくり
- ③沿道環境の改善
- ④電線類の地中化の推進
- ⑤道路を自然とのふれあいの場やビューポイントとして
活用するための待避所等の設置



本計画は、福島県新長期総合計画「うつくしま21」を受けた住宅・社会資本整備計画「うつくしま建設プラン21」の部門別計画であり、その基本理念、基本目標を十分踏まえた計画とします。



時代潮流の認識

21世紀は、経済社会全体が大きな転換期を迎え、道路行政を進めるにあたって、社会の成熟化、環境との共生、大交流・大競争時代、高度情報社会などに的確に対応していかなければなりません。

- **社会の成熟化**
人間の尊重
価値観や生活様式の多様化
少子・高齢社会、人口減少社会
地方分権の進展

- **環境との共生**
- **大交流・大競争の時代**
- **情報化の進展**

本県の特性

7つの生活圏 (多極分散型の県土)

本県は、県内各地に都市が分散した特色ある多極分散型の県土構造となっており、その中で都市と農山村が、機能分散と連携によって、それぞれの特色を生かしながら、7つの特色ある生活圏をかたちづけています。



6本の連携軸 (県内のネットワーク)

3本の縦軸と3本の横軸の合計6本の連携軸により、これら7つの生活圏相互の連携を強化し、県全体としての魅力を高めていくことが重要となっています。



会津軸
国際的なリゾート・観光地帯として新しい県土軸の一翼を担う地域であり、豊かな自然環境を生かしながら、観光振興の発展を図る軸
●会津総合交流圏 (会津総合交流圏)
●会津総合交流圏 (会津総合交流圏)
●会津総合交流圏 (会津総合交流圏)

中通り軸
新しい県土軸の中核的軸として、新たな産業を担いながら、産業振興を図る軸
●会津総合交流圏 (会津総合交流圏)
●会津総合交流圏 (会津総合交流圏)
●会津総合交流圏 (会津総合交流圏)

浜通り軸
高度先端産業の発展が顕著しつつあるのを踏まえ、新しい県土軸の一翼を担う地域として、産業振興の発展を図る軸
●会津総合交流圏 (会津総合交流圏)
●会津総合交流圏 (会津総合交流圏)
●会津総合交流圏 (会津総合交流圏)

南北軸
国家北北軸(国土振興政策)による本県北部の発展を図るとともに、南東北との交流を図る軸
●会津総合交流圏 (会津総合交流圏)
●会津総合交流圏 (会津総合交流圏)
●会津総合交流圏 (会津総合交流圏)

東西軸
県内各地域の間の連携を図るとともに、太平洋と日本海を結ぶ多様な交流を図る軸
●会津総合交流圏 (会津総合交流圏)
●会津総合交流圏 (会津総合交流圏)
●会津総合交流圏 (会津総合交流圏)

北陸軸
21世紀IT産業等による本県西部の発展を図るとともに、北関東との交流を図る軸
●会津総合交流圏 (会津総合交流圏)
●会津総合交流圏 (会津総合交流圏)
●会津総合交流圏 (会津総合交流圏)

道路整備を進めるにあたって、常に認識すべき5つの視点を提示し、これらに基づき新しい道路行政を展開します。

1 重点化・効率化によるスピーディーな事業展開

- 計画の見直しやコスト削減を行うとともに、部分供用により早期に効果が発現されるよう事業期間の短縮に努めます。

2 地域の実情にあった柔軟な対応

- 道路整備においてもより一層の事業の重点化・峻別化が求められるため、地域特性(地形・地質・気象等)や交通特性(交通量・利用形態)など地域の実情に見合った道路の整備について積極的に取り組んでいきます。

3 道路整備にあたってのしくみづくり

- 事業の計画から施工、維持管理に至る各段階において、「ともに考え、ともにつくる」といった観点から、情報公開やPI手法を活用し、県民が積極的に参加できるようなしくみづくりに努めます。
- 事業の執行にあたっては、県民のニーズを的確に捉え、それらに迅速に対応するために、時代時代に応じた県民ニーズの高い事業に予算を重点配分するなど、柔軟な事業執行体制の構築に努めます。
- 従来指標としていた事業費、延長等のアウトプット指標に加え、道路整備によって「県民に何を供給できるか」といったわかりやすい指標(アウトカム指標)を導入し、県民によりわかりやすい道路行政を展開していきます。

4 総合的な道路行政による展開

- 道路利用者や地域住民の視点に立ち、国道、県道、市町村道など、異なる道路管理者間の連絡調整・連携強化をより一層図るなど、総合的な取り組みを行います。
- 農・林道や臨港道路などの整備目的が異なる道路についても、県民の利用形態などは道路と密接不可分な関係にあることから、それらの持つ機能に配慮しつつ、より以上にそれらとの連携を強化し、道路のネットワークとしての有効活用を図ります。
- 交通安全や円滑な交通の確保の観点から、例えば信号制御など、交通管理者(公安委員会)との協力・連携を図り、効率的な道路の使い方の実現を図ります。
- 道路の整備にあたっては、地域づくり、環境、福祉、IT等、様々な施策が融合し、展開されることから、横断的な取り組みにより、総合的な行政の観点から道路の整備に進めます。

5 評価システムの構築

- 効率的な施策展開・事業執行のため公正性・客観性を確保した評価システムを構築し、各施策や個別事業について、効果等を評価していきます。

Planプラン → Do ドウ → Checkチェック → Actionアクション
の仕組み



福島県土木部道路建設課

TEL (024) 521-7468 FAX (024) 521-7957
<http://www.pref.fukushima.jp/dokuken/index.htm>

福島県土木部道路維持課

TEL (024) 521-7477 FAX (024) 521-7951
<http://www.pref.fukushima.jp/doul/douroiji.htm>

福島県土木部都市計画課

TEL (024) 521-7510 FAX (024) 521-7956
<http://www.pref.fukushima.jp/toshi/index.htm>